

平成20年第2回潟上市議会臨時会会議録（2日目）

○開 会 平成20年 2月20日 午前10:00

○閉 会 午後 3:15

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 小林洋	総 務 部 長 肥田野耕二
会計管理者兼会計課長 門間鋼悦	産業建設部長 伊藤賢志
水道局長兼水道課長 澤井昭	教 育 次 長 山平東
市民生活部長 菅生一也	福祉保健部長 丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 中泉作右衛門	総 務 課 長 鈴木公悦

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門間裕一	議会事務局次長 伊藤正吉
-------------	--------------

平成20年第2回潟上市議会臨時会日程表（第2号）

平成20年2月20日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

追加日程第1 副議長不信任決議案

日程第 2 男鹿地区衛生処理一部事務組合議員の選挙について

日程第 3 潟上市農業委員会委員の推薦について

日程第 4 潟上市議会常任委員会委員の選任について

日程第 5 潟上市議会議会運営委員の選任について

日程第 6 潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回潟上市議会臨時会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

お諮りします。副議長不信任決議案は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、副議長不信任決議案は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定しました。

【追加日程第1、副議長不信任決議案】

○議長（藤原幸作） 追加日程第1、副議長不信任決議案を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀井副議長の退場を求めます。

（21番堀井克見議員 退場）

○議長（藤原幸作） 資料配付のため、暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

.....
午前10時02分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

提案者の説明を求めます。3番。

○3番（児玉春雄） まずもって副議長には、おふくろさんのご逝去に対しまして心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、提出理由について申し上げます。

一、副議長は議長を補佐し、議会を構成する議員の総意を体現するに当たり、中立・公平・公正な議事運営を行う責務があると考えられるものですが、潟上市議会常任委員会構成委員の選出に当たり、中立・公平・公正な議事運営をせずに、独断的・恣意的と思わ

れる決定がなされたこと。

常任委員会委員の選出に当たっては、1月21日全会派代表者会議が持たれ、透明性を図る観点から、2月8日の全会派代表者会議には全議員の希望調査表と調整内容案を提示し、協議の上決定すると確認されました。

この間、潟上市議会会派規程5条に基づく議員3名以上の会派代表と議長との数回に及ぶ話し合いが持たれ、1月31日に調整案がなり、全会派代表者会議に全議員の希望調査表と調整案をあわせて提出する運びとなっていた。

しかし、2月8日の会派代表者会議では、それまでのプロセスの説明や調整案の提示はなく、全議員の希望調査表のみが提出され、出席していた議会運営委員長から調整のための4項目が示された。

異論のある中、関係会派代表者との話し合いが持たれないまま議長・副議長・議会運営委員長の3者による別室での話し合いがなされ、新調整案が提示され、議長の報告をもって会派代表者が了承したものとするとして決定されました。

その内容は、議長と議員3名以上の会派代表者との協議による調整案とは大きく異なっており、その決定の手法は中立・公平・公正さに欠け、独断的・恣意的・作為的・非民主的であり、容認できるものではないこと。

2つめ、潟上市議会議長・副議長の選出に当たっては、三町合併後の選挙による初議会であることや、県内合併市町村の動向をも勘案し、短期（2年）交代の申し合わせをしていたが、副議長はこのことを認めず任期中在任を主張している。このことは議員間の信頼関係を損なうことになり、議会の混乱、住民意思を反映した議会活動や住民に係のある議案審議に影響を及ぼすことも考えられることから、誠に残念ではありますが副議長への不信任動議を提出するものであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより質疑を行います。14番。

○14番（伊藤 博） 提出者にお伺いを致します。

理由の最初のところに、副議長は議長を補佐し、議会を構成する云々という表現があります。この副議長は議長を補佐するという部分でありますけれども、この補佐をするということは何の根拠に基づいてこのような表現がされているのか、副議長の職務権限の根拠となる法規等はどこにあるのかを教えてくださいたいと思います。

また、2つめは、会派代表者会議での行動の内容が書かれておりますが、この中で独

断的・恣意的・作為的というような表現があります。この独断的・恣意的・作為的という表現を用いなければならなかった副議長の行動は、会派代表者会議の中でそういうことが言われなければならない行動があったのか具体的にお示しをいただきたいと思えます。

また、3つめは、2番めの理由にある短期交代の申し合わせということでもあります。昨日の議長に対する動議の中でもありましたが、再三私は昨日の議論の中で客観的に判断できる材料を示していただかなければ、それが公式の場で認められた申し合わせとは言えないだろうということを何度も申しました。ここでも同じ理由で、同じ文言で書かれています。再度私は副議長に対する不信任動議の中で、この短期交代の申し合わせが客観的に公式的にどこにあるのか、その証拠、根拠をきちんと明示していただきたい、この3点をまず提出者にお伺いします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） 1点め、副議長は議長を補佐する、このことは私が説明するまでもなく伊藤議員、あなたが一番わかっているでしょう。常にそういうことを言っているでしょう。私はそう思いますよ。当然、議長が何かあった場合は副議長がそれに代わってやる、議長がいろんなことをした場合は副議長が、例えば、おや、それは間違っているとか何とか云々とかいろんなことがあると思います。そういうときはやはり議長と副議長でお互いに精査して俺はやるものと思っております。

それから、2点めは伊藤委員長から私あてでございますが、説明の方を伊藤委員長、それから佐藤 昇賛成議員からお願いを致します。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 3番めのことのお答えがありませんでしたが、その前に2点め、私は提出者に、今この議案の提出者に伺っているわけでありまして、提出者が答弁ができない動議というものが存在するわけではないので、きちんとお答えをいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） それでは、私ども会派は4名の構成でございます。そして会派代表の会議が持たれた場合は、必ずすぐ連絡があり、我々4人で精査をしております。このとおりのことが私どもの佐藤代表者から、こうこうしかじかでございますと。それで1月31日をもって、これが成案となされていたと、そういうことで報告を受けました。

それが2月8日、なぜかしらこういうことになってしまいました。これが作為的、あるいは恣意的でなく何と申しませうか。私はこれは、このことに対しては全くそのとおりと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） もう1点。

○3番（児玉春雄） 2年交代のことは、いろいろここで言えば全体会議でないではないかと、そういうことになります。それでもあえてあなたが何回も聞けば、その席にあなたもおりましたし、議長、副議長もおりましたし、藤原委員も澤井さんもみんなおりました。こういう話が我々7人だけが知っていて、あなた方5人が知らないという方がおかしいのでございます。私はそれ以上は申しません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 1番めの副議長は議長の補佐というところでありましてけれども、確かに地方自治法では議長の権限というか職務内容について明記されております。第106条にあります。それは議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行うとは規定されておりますが、それ以外に副議長の職務について規定したものは何もないのであります。補佐をするということを言っていますが、補佐的な立場で牽制し合ったりすることはあろうかと思えます。ただ、何ら根拠がない、その根拠がないものについて今回不信任という動議の提出理由を挙げているわけでありまして。それはふさわしくない、適切ではない理由ということになります。

それから、先ほど伺った2番めの問題については、提出者であるあなたが会派代表者会議に出席していないにもかかわらず、自分の会派の代表からそのことを聞きましたと、風聞でこのような恣意的・作為的という失礼な言葉を使っていいのでしょうか。その現場に居合わせなかったはずで、何の言動、行動をとらえて作為的と言っているか、独断的と言っているか、恣意的と言っているか、あなたに先ほど一つ一つ何の行動、何の言動がその言葉に値するか説明してくださいとお願いしたはずで、出席していない提出者が、さも出席していたというような表現は、余りにも失礼なお話ではないでしょうか。昨日の伊藤栄悦議員が議長に対する不信任を出したときは、それは会派代表として伊藤栄悦議員は会派代表者会議に出ていました。ですから会議の内容からそういう表現も使われたかもしれません。ただ、児玉さん、あなたは会議に出ていた人ではないのに、なぜ風聞で、代表者から聞いたからといって同じ言葉を用いて失礼な表現をしなければ

ならないか、その辺はいかがなんでしょうか。

また、昨日からも言っていたと言いますけれども、申し合わせについては、確かに3つの会派の、私も含めて3つの会派の人間がそういうお話し合いの場を持ちましたが、公式の場で申し合わせをしたというものがあるのかどうか、話をしたからそれが申し合わせだというのはちょっとおかしな話であって、知らない議員もいるわけです、この話を。知らない人がいるにもかかわらず全体の申し合わせだということを、まだ今日も言うわけですか。それは全然昨日の話と同じように、一部の人間が話し合っただけであって、公式の場における申し合わせということには何ら値しないということをおぼろげに言っているのか、その理由をこの動議の提出理由にしているのか、どういう理由なのか再度お伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） 今14番の伊藤議員から申されましたが、確かに私は会派代表者会議には出ておりません。そのかわり私どもの佐藤会長からただ一人聞いたわけではありません。その席には当然伊藤栄悦さんもおおり、そして菅原久和さんもおおり、その3者の言い分が全く同じでございました。そうであれば我々お互いに信頼関係にある議員の代表者の3人が言うことを信じて何が悪いのですか。あなたがそれに対して何ら言うことはないでしょう。我々は信頼関係のもとで議員として今頑張っているわけでございます。この点はこのことに終わります。

それから、先ほども申しました全員の2年交代ではないと、そのことはもう最初からわかっていることでありまして、その中のことをあなたが聞いたから私は答えたのであって、全員のそういうことではないということは、あなたが言うとおりでございます。ただ、それでもあなただってその場において、いろんなことをわかっていたでしょう。何でわからないのですか、そういうことを何で言うのですか。だからこれ以上言えば、ほかの関係者にもいく可能性がありますので、私はそれ以上は答えません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今の発言でありますけれども、お互いに信頼関係がなくなったからお前は何を言うんだというお話でしたけれども、先ほども言ったように3つの会派の人間だけが集まって話をした。確かにそういう話があったと思います。ただ、どこに申し合わせとって確認したのがありますかと、話をすればイコールもう確認で申し合わせでしょうか。そんなことはないと思います。

先ほどの会派代表者会議の中身の話でもそうですが、代表者から聞いたからそう思う、まさに風聞であります。議会は風聞、憶測で議論をする場ではないと思っております。まさしく児玉議員、あなたが提出者なのですから、この提出理由についてあなたの考え、あなたの言葉で書かなければいけないはずであって、ここに書かれたことについてすべて把握してお答えができるのが当たり前なはずですよ。これ以上言いたくないとか、ほかの人にも迷惑がかかるとか、そういうことが許されるのでしょうか。議会は市民のためにやっているわけですよ。市民に聞かせられないことを、なぜあえて提出の理由にするのでしょうか。聞かせなければならぬと思います。

先ほども言ったように、副議長の職務権限を規定しているものは何もありません。ですから、副議長に対する不信任決議案を出すということは、職務権限を持たないこの事故があったとき、欠けたときにその役目を果たすという立場の人を不信任ということは、裏返してみれば個人的な懲罰動議をかけたようなものであります。そうであるならば、そのような手続きをしなければならない。今言ったように明確な職務権限を規定されたものがない、根拠がないところに、こういう作為的・恣意的・独断的という大変失礼な表現を使って行動をやゆすること、こういうことが我々市民に負託を受けた議員の言うべきことではないと思っております。

それで、先ほどもう一つ言った代表者会議の中の話も、しからばなぜ佐藤代表が提出しないのだ、なぜ会議に出席していない、中身を知らない児玉議員が提出するのだ、会議に出席した児玉さんの会派の代表者が提出をするべきであって、そうでなければ質疑応答にならないではありませんか。

また、先ほどから何度も言っている申し合わせについても、話は知っているんだから何でこんなところで言うんだと言いますが、先ほども言ったように、市民に公表できないようなことが我々密室、裏で何かやってるといような誤解を市民から受けたくはありません。それこそ中立・公平・透明性を持って我々の仕事をやっていかなければならないのに、それをあえて蓋をして隠そうとする、そういうところが非民主的だと思います。そういうことについていかがですか。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） 伊藤議員から言われました。まずもって私は、議長、副議長の選出に当たり、それこそ今言ったような3会派でいろいろ難産に難産をしながらやっと議長、副議長の候補者ということまで決めました。それで、それがやがては全員議会で選挙な

され勝ったわけで、そして誕生したわけでございます。それで、そのときでございます。議長、副議長も、まあ2年間協力してくださいと、石川市長を支えながら潟上市議会としてこれから一生懸命お互いに頑張っていきたいと思います、そういうことで経験もあり、豊かな知識もあり、リーダーシップもあるということで議長、副議長を私は指名することに賛成して今まで協力してきたわけでございます。それが今、もちろん私は伊藤議員にその席でいなかった者が何で提案者になるのかと言われれば、確かにそれはそうだと思いますけれども、私の思いはその時点で本当に信頼に絶対値すると思って送り込んだ2人でございます。それが、やはり我々が参加しなくてもそういうことをみんな聞いたり、いろんなことを考えますと、作為的・恣意的であると私は何も恥じることなく声を大にしてそう思います。これに関しては、人は千差万別でございます。考え方も自分の脳裏に収めるにも温度差がございまして、1から10、100までも違うと思います。私は提案理由として、これは全くの正常でございまして、堂々と私は申し上げるところでございます。私は期待を裏切られたということで非常に残念でございます。やはり議長、副議長であれば、いくら一任されたとはいえ、もう少し会派代表者会議を何回となく持たれ、その方々に対してはもう少し説明責任があったのではないかと今でも思っております。

それから3番めのことでございますが、確かに陰でやったとか云々ということでございます、ここでは言うことではございませんが、あなたがどこまでもどういうことであつたと聞くから私が答えたのであって、わかりますか。そういうことのためだけに私は答えたのです。この中で云々ということではございません。あなた方が、その5名が私達はそういうことはございませんでしたと言うから、いやいやそれはおかしくないかと、私達7人がおぼえてあなた方5人がわからないって、こういう不合理なことがありますか。私そういうこと言ったのですよ。だからみんなのことで云々と言ったのではないです。あなたがそういう話をなされていたかと聞いたから私は答えたのです。

(「証拠は」の声あり)

○3番(児玉春雄) 証拠はみんながそうですよ。みんないたからそう、聞いてみなさい。

○議長(藤原幸作) 私語はやめてください。

はい、6番。

○6番(藤原幸雄) 先ほど14番さんの伊藤 博議員の発言したことで本当に尽きるわけ

でございますが、私も一言申し上げます。といいますのは、先程来、副議長も含めて、議長、副議長も独断的・恣意的、あるいは非民主的だということをやったと言いますが、私は全く違うと思います。なぜならば、それなりの議長、副議長は、やはりプロセスを踏んでいると思います。第1に、希望を取っていますよ、議員の皆さんに。何々委員会に入りますかと。それがね、昨日も言ったように、4名の方々をどうしても調整をしなければならぬということで、議長、副議長は一任を取りつけております。これは皆さん、わかりますか。なぜならば、この書面をちゃんと送っておりますよ、議長名で。ですから、私は全然問題ないと思います。

それから2番目の問題は、やはり13名云々と昨日の議長の続きのような感じがしますがけれども、副議長にも13名以上の投票した方がいっぱいおりますよ。この際に2年と誰が決めましたか。この議場に言った人がおりますか。それが何の証拠もございません。ですから、私ども13名の方が云々と言われましたが、議長、副議長就任時に私ども会派の中でも2年間宜しく願いますとは一言も言っておりません。そのことをひとつご理解願いたいと思いますが、改めて提出者の児玉議員にそのことを確認します。

(「議事進行」の声あり)

○議長(藤原幸作) 9番。

○9番(佐藤義久) ただいま双方でお話しておりますけど、質疑なのか討論なのか、しっかり審判してください。そうでないとわかりません。

○議長(藤原幸作) ただいまは提出者に対する質疑でございますので、今6番からも最後質疑出たわけでございます。これは提出者に対する質疑でございます。討論がありましたら後ほど討論がございますので、今は質疑でございます。

3番、どうぞ。

○3番(児玉春雄) 大変申しわけないです。簡潔にもう一回。

○議長(藤原幸作) 6番、最後の質疑部分についてお願いします。

○6番(藤原幸雄) 手短に。先ほど3番さんが提出者が副議長も独断先行的に、非民主的にこのことを行われたと言われますが、私はそこは全く違いますと。なぜならば、このような公文書をちゃんと送って、佐藤昇議員さんが一人若干不満であったようですが、皆さんがもう合意しております。そういうちゃんとしたプロセスを踏んでいるということが第一。

それから、昨日以来13名の方々云々と言われましたけれども、話の中ではそういうこ

ともあったでしょう、私はわかりません。しかしながら、最終的には、最終的には議長、副議長就任時のときも2年間でお願いと、一言もここでも言ってないし会派の中でも言うておりませんよ、公式の場で。よろしくお願ひします、ご協力お願ひしますと言ったけれども、そのことの証拠をやはり伊藤 博議員が言ったようにきちんと出してもらわないと、今日の魁新聞にも風聞とか何かで問題あればこれ大変だ。潟上市議会そのものが笑われます。今既に笑われていると思いますよ。ですからね、私も今朝二、三本電話きました。しかしかこういうことであった、ああ馬鹿くせ話だなと、我々市民不在だなということで二、三本電話きました。ですからね、児玉議員に対して、このことをもう一回確認したいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） まず2点めからいきます。あなた方はそういうことを言います。だけれども実際は成田さんがもうこの世から去ってしまいましたから12人ということでございますが、その席でそういうことを完全に話し合われたから私は千田議員に対しまして正座してこう言いました。私の力不足で、会長、申しわけございませんと。ただいま言ったように2年交代ということになりましたので、2年後頑張ってくださいよう、これからも精進してくださいと私はそう言いましたよ。だからあなたはそうだけれども、私はそうだと、みんなもそう、7人はそういうことを完全に、だからおかしいというのよ。5人は聞かない、7人は聞いた、どこにそういうことがありますか。議長もそういうことはこの前確かあったようなことを言っていました、昨日も。だから私はそういうことがあったかどうかと聞くから、市民不在云々でなく私は正直に答えていることでもあります。

以上でございます。

あとは、作為的・恣意的というのは、やはりお互いに議長、副議長に一任したということは私も理解しております。それで伊藤議員にはまた言われますけれども、やはり会派の代表者、それから個人的にも中川氏等々が来て、いや、そのときはこうございましたと、このとおりの書面の内容でございますと、これは間違いありませんと、やはりそういうことだから行った人が提案者になれば一番いいけれども、やはり諸々あってできない場合もございます。それでまず私がなったわけでございますが、やはりもう少し議長、副議長、何が依頼されてしたにしても、もう少し何回も会派の会長さんと呼んで話し合いをし、まして我々仲間のところにも議長あなたが2回来て説明したでしょう。

そういうことをなせしないでこのままやったかと、やはりそういうこととなりますよ。

○議長（藤原幸作） 今は副議長問題でございます。

○3番（児玉春雄） いや、だから、副議長もそうだけれども、あなたがそのことを話してくださいって、話すと言ってあったでしょう。だから私は、そういうことからいっても作為的・恣意的と私は個人差があって思います。これ以上は何聞かれても答えはこのとおりでございます。

○議長（藤原幸作） はい、20番。

○20番（西村 武） 提案理由の中で、先ほども伊藤 博議員の方から第一番にこのお話がありました。副議長は議長を補佐すると、この補佐するという意味ではっきり委員長はわかっていないようですので、委員長のそういう理解する範囲の中でひとつ答えていただきたいと思います。それに対して今私がまたお話をします、質問しますので。

それと、もう一つがですね、ここの提案理由書の中には1月21日、代表者会議が持たれたと、こういうことでございますけれども、これはまさにそのとおりですが、その1月21日の会派代表者会議、これはすべての会派代表者が参加しておりまして、決めた事項がですね、これは議事録ですのでここにありますよ。いいですか。これは潟上議会発第140号ですね。平成20年2月14日となっております。ここではですね、常任委員会の改選に当たりましては、議員個人の希望を優先する。そのために希望調査を行うというようなことで、このとおりでございますして、その会派の代表者が来たときに、28日がこの締め切りでした。28日が締め切りでしたので、各会派の代表者は自分の会派に持ち帰りまして、よく相談をしながら28日まで出してくださいと、それは先ほど藤原幸雄議員も申されました。そういうところで、ただしですね、現所属している委員会から異動を原則的に基本とすると、ここまでも決めましたよ。みんな、会派代表者もみんなおりましたので、このとおり決めました。それからですね、そして28日にそれを締め切った段階で、じゃあどのようにしますかと。そうしたときに藤原典男議員の発言で、いいですか、これは議長、副議長に一任すると、全会派代表者がここにおいて、それを承認しましたよ、承認したのですよ。ですから、議長はきちっと、議長も副議長も手順を追って、これに従いまして2月5日の議会運営委員会にこれを諮りました。ちょうどそのときに4人の方が最初にこの2番めに決めました現所属している委員会から異動すると、これは調整になりますということをみんな確認済みですので、そのことを議会運営委員会で諮られまして、じゃあこの4人を異動すればいいじゃないかと、こういうことで私ども議会運

営委員会は了解しました。そして2月8日の日、ここでは議長、副議長、関係会派の代表の話し合いが持たれないままと、こうなっていますけれども、2月8日の日にこのことについて再三議論致しました。そして議論した結果ですね、やはり3人以上の会派ですね。会派の代表みんなそろったところで議長、副議長に一任すると。そして立会人としては、議運の委員長にお願いすると、こういうことでその4人ですね、第1希望者がみなそれぞれのその枠の委員会に入ったわけですよ。そして、たった4人の異動をどうすればいいかと、こういうことで調整したわけですね。そういうことで調整して報告されました。その後、例えばね、佐藤 昇議員だってちゃんと承諾して、報告された後に反対しますと、こう言った。その前に一任することに同意しているんですよ。ですからこの提案理由とは全く違う、これはあくまでも本当に相当虚偽のね、虚偽の文書ですよ、これは。そういうことで私は、このことを、あなたは提案者として知っているのかどうかですね、そのことをひとつ、これはここにちゃんとこの記録、これはちゃんと平成20年2月14日に潟上市議会議長藤原幸作の名前でここにきちっと出されておりますので、これは本当に公記録なんですよ、このとおりなんです、はっきり言って。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） 今まで20番の西村議員さんからは、子供のように私に丁寧にお話をされまして大変ありがとうございました。

まず1点、いいですか、1月28日まで出すということは、まずわかります。それはわかっております。

補佐はね、いいですか、議長を補佐するというのは、副議長がここで就任のあいさつのとき明確にそう言いました。いいですか、議事録見てみなさい。私はそう思っております。それで何ら間違いがあるのでございましょうか。

それから、1月28日まで出すことは私ども会派のみんな、4人おります。そうすれば各常任委員会に1名ずついきましょうと。ただし、最初の時点ではやはり1回で任期かわれば、全部かわればだめだということの話もあって、産業建設に佐藤議員も1にしてやったことは私も覚えております。ところが、それはだめだということで第2案を通して、そして1月31日の結果でも私どもの会派は4名、一つ一つの常任委員会に所属しております。それがなぜかしら2月8日になって突如として千田議員と藤原典男議員が社会厚生と産業建設からばぐられていたと。それは我々としては絶対納得しがたいし、そのことを何で、今まで議長、副議長がプロセス云々ということがございました。私は

プロセスがないからこういうことになったと思いますよ。だからもう少し説明責任を果たしてから、こういうふうに変えますと、そういうふうに出したものであれば、幾ら議長、副議長に一任しますといっても何らその陰に隠れてやったのでは、私は恣意的・作為的というしか頭に思い浮かびません。そういうことでございますので、あしからず。

○議長（藤原幸作） はい、20番。

○20番（西村 武） あのですね、1月21日から28日までこの締切期間、その中で会派に持ち帰って相談して、1から3番までの間に出してくださいと、そのときに千田さんは1番ですね、1番めを社会厚生委員会に出しているんですよ。藤原典男さんは1番を産業建設委員会に出してるんですよ。ですからこれを尊重しなければならないですよ。議長として、副議長としては、これを最大限尊重してやらなきゃいけないんですよ。ですから私はこの委員会、あのかの、8日の日に示された委員会構成は、本当は99%皆さんの意見を、意思を反映させた構成委員会だと私は思っておりますよ。

それともう一つはですね、いいですか、あなたはね、これは地方自治法の問題ですので、1番のところは、これ間違っております。いいですか、ここで、これは地方議会参考書というのがありまして、いいですか、副議長は本来、法定代理機関であるから、議長の補佐関係ではないと、ここで明記してあります。ですから、職務を行う上から見て上下の関係は全くないと、自己の責任において議長の職務を行うとなっておりますので、あなたの言う、その考えている補佐役という考えは間違っておりますので、もともとですからこの書類は、もともとあと間違ってるんですよ。わかりますか、児玉さん。そういうことです。ですから、間違ったもので動議を出して、これをね、動議に賛成とか反対とかとるのは、もうそのこと自体が本当に間違っておりますので、今からでも遅くないので、これをひとつ取り下げる気はないかと、このこともひとつお聞きします。

それともう一つは、そしてそうだのこうだのというよりも、ここでその記録ね、ちゃんと皆さんのもとにもいっているでしょう、この確認事項という記録がいつています。これは公文書ですので、嘘ということは絶対ありません。いいですか。このことを私はあなたに問いかけて質問を終わりますので、ひとつ答弁をよろしくお願ひします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） まずもって、今の嘘ということについて、私はあなたに対しても嘘とは1回も言っておりません。いつ言いましたか。私は言っておりませんよ。

それから、あなたは1月28日で千田さんが社会厚生、藤原典男さんが産建ですか、と

言いまして、それが正論のようなことを言いました。何で、だったら1月31日のこの書面で、どうして千田議員が産業建設、社会厚生、藤原典男さんになっているのですか。あなたはこれに対してどうですか。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） いいですか、これは3会派ではね、例えば3人以上の交渉会派ですか、これはね、例えば代表者会議では1回も任せた覚えはないということです。ですからこれはあくまでも私的なことなんです。私的。あくまでも議長が意見調整を図るための参考的な私的な、会議かどうか私はわかりませんよ。ですから、私どもは公的な案内を持って会議に臨んでおりますので、私的なことは全くこれは関係ありません。

それともう一つはですね、ついでに申し上げますけれども、2番のところではですね、これはあなたはね、じゃあこの13人でね、2年交代の申し合わせをしたと、こういうことをおっしゃっておりますけれども、これは公的な会議なのか、私的な会議なのか。ここに来てやるべき問題なのかですね、その点のところをひとつ、これは公的な会議というのは、昨日も議会運営委員会でお話しましたように、全員協議会、あるいは会派代表者会議、こういうところで申し合わせたのが申し合わせと、こうなります。ですから私的な会議がここにきてるんですよ、私的な会議。それをここへきて取り上げて内部暴露をしているという、これは本当ははっきり言って我々関係ない議員には、あなたたちは恥をさらしているということになりますので、その点をひとつお答え願います。

○議長（藤原幸作） 3番、答えてください。

○3番（児玉春雄） 今まさに自分が言うのが正論でございまして、児玉お前は何を言っている、ような感じで私は受け取りました。ここにある1月31日のこの表は、所属希望常任委員会調整結果表ですよ、結果表。あなた、結果表というのはどういうことですか、わかりますか。

○議長（藤原幸作） お互いの話し合いではありませんので、最後の公的な、私的なということだけひとつ答えてください。それでもって、今度は皆さんからは、この質疑から討論に入りたいと思いますので、その一点だけ答えてください。

○3番（児玉春雄） まずこの一点は調査結果表として出ていることは…。

○議長（藤原幸作） 2つめの関係の質問のあった…。

○3番（児玉春雄） 2つめは先ほど来言っているように、この議場で言うことではないことは十分に承知しております。ただ、伊藤議員がそういうことがありましたかどうか

というから私はありましたと、こういうことを言っているのをごさいます。

だから2年交代のは何度も言いますように、全員のことではごさいません。我々はその私的のごさいます。そういうことは最初から言ってるでしょう。そういうことごさいます。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） まずお聞きしますけれども、議長に続いて副議長も不信任かけるということは、やはり県内の議会の中でもないことですし、これは大変なことだと思うんですよ。ですから、かけなければ本当にだめなのかということなんです。それで、これやはり副議長いろいろかかわってきたと思うのですけれども、議長にかけた時点でもう副議長もかかったような感じになってるんです、私はそう受けとめております。ですから、これは、この理由、根本は構成を決めるに当たっていろいろなことがあって、それが不満足だということなわけですけれども、しかし副議長までそれを巻き込んでこの不信任を出すというのは、私はもう異例なことだと思うし、これは非常に重いものだと思うんですよ。私言いたいのはね、この副議長も含めて不信任出すことがどれぐらいの重みあるのかということを一いつ質問したいと思います。

それから私の名前いろいろ出ておりましたけれども、そのことについては昨日もおっしゃいましたが、私、産業建設を第1の希望に出しました。途中、電話ありましたけれども、いや、ここ満杯だから移ってくれないかということで、じゃあいいですよというように言いましたけれども、その時点ではね、同じところに、現所属のところに4人も希望出したっていうことはわからなかったんですよ。ですから私、ああじゃあ私調整されてもいいですよということでそういうふうになったのですけれども、しかし、今、西村議員も言いましたけれども、調整結果表、これちょっと昨日もらいましたけれども、これはねまるっきり私的なもので、私、代表者会議の最初のところで私自身が発言しましたけれども、最終的な調整は議長と副議長に任せるということで私は同意したんですよ、何もわからないで。だからこれは本当に公的に認められるものじゃないし、これ相談をしたと思うけれども、結果表というものはね、私は認めないんですよ、これは。だから、そこを児玉議員はあれですか、議長、副議長に一任するということについてはお認めになっているのかどうか。私はそれに基づいてこういう行動をしてきたわけですから、そこは最初から知っておりましたか。それからまた、同じところに、所属のところを同じところには原則的には行かないということについてもおわかりでしたか。

結果的には4人の方があれでしょう、同じところになったわけでしょう。そこら辺も含めてお聞きします。

それからもう一つですね、これは重大な動議だと思いますので、これは直接副議長に会派の代表の方がこうだよ、これからこういうふうにしてもらいたいということで話し合っ、取り下げられないかということも含めて協議するお気持ちあるのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） まずもって議長、副議長に一任したと、一任するというのをわかっておりますかということに対しては、私は何回も一任していることはわかっているということを言っております。あなた聞こえませんでしたか、私ははっきり一任したということを申しております。これが一つ。

それから、副議長の件を取り下げるべきではないとか、この動議するに云々ということありますけれども、私の考えといたしましては、これこそ動議を出さなければならぬということで確認に確認、念には念を入れ出したものでございまして、引き下がる、取り下げるということは一切考えておりません。

○議長（藤原幸作） 1点めの質問の、いわゆる動議のいわゆる不信任の副議長の重さということがございます。その一点についてお答え願います。

○3番（児玉春雄） その重さということは、やはり議長と副議長に一任をしたと、そういうことであれば、議長も副議長もやはり我々と何でもいろんなことを話し合いによって決めると、そういうことが常々私たちに言っております。それを今回は、なぜかしら裏切られた形になってしまいました。だから、もう当然これは、それにはもう値すると、こういうことだと思っております。一番私の切ないところは、その場でいなかったのに提案者になったということを伊藤議員に突かれるのが、一番これが難題でございますが、私はそういうことでいろいろ聞いて、いろいろ自分自身に、これは本当に絶大な個人的な、まず私の立場からいえば、これは一生懸命議長、副議長のために我々も尽くしてきたのに、そういうことをなされなかったと。要するに手順踏んで、大相撲の世界で言うならば序ノ口から横綱まできちっと階段を踏み上げていって最後は横綱になると。やはりそこまでのもう少し配慮があればこういうことにはならなかったと思います。私はそういう点でも配慮不足と、こう思っております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 今のこの議長に続いて副議長についても動議を出した重みについて私質問しましたけれども、市民の目から見てね、というような観点で私は答えてもらいたかったんですね。さっきも言いましたけれども、議会の構成をめぐってこういうふうになっていることを市民はどのような目で見ると。しかも私思うに、議長の不信任だけで、それで済むのじゃないかと。だから、これダブルでやればやはりかなりのもう市民に対する何ですか、議会への見方というのがやはり変わってくると思うんですよ。ですから話し合って、本人にこうなんだよということを話してね、わかっていたら私は取り下げてもいいと思うし、是非そういう方向でできないものかということをお願いしたわけですが、その重さについて市民の目から見ればどういうふうにお考えなのか、そこら辺お聞きします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） 藤原典男議員に申し上げます。

市民市民と言いましても私も市民の一員でございます。その重さは私も重々承知しております。そういう点でも引き下がるとか取り下げる、そういうことは一切ございません。私は正当の理由だと思っております。

○議長（藤原幸作） 以上で質疑を終わりたいと思いますが。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これでもって質疑を終了させていただきます。

これから討論を行います。討論ありますか。最初に反対者の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） ただいまの質疑を受けまして、反対の立場で討論を致します。

昨日、議会運営委員長が報告されましたように、堀井副議長のご母堂がご逝去されました。昨日は火葬の儀式が行われ、副議長もまだ大変深い悲しみの中にあります。議会運営委員長が報告されたように、母を思う気持ちは万国人類共通のものではないかというふうに思います。誰しも母親はたった一人だけしかいないわけでありまして。その母親が亡くなった、その不在の日に不信任決議案動議が出される。これは人間として、我々選良としてふさわしい行為だったのでしょうか。その辺を我々議員一人一人はよく考えなければならない、そういう事態だと思っております。我々は議員である前に人間であります。昨日、議会運営委員長が報告されたその思い、胸が張り裂けそうな思いと言ったことをよく思い出されて考えられる方がよろしいかと思っております。

昨日も申しましたように、議長に続いて副議長の不信任案、これは大変重いものであ

ります。幾つか質疑の中でありましたけれども、自分たちの委員会構成の希望が通らない、思いどおりにいかない、だから一任を取りつけた議長、副議長に一矢を報いてやれ、それがこの議長、副議長に対する不信任という動議。そうではないと言われても、市民の目から見ればそういうふうに映る、それがこの2つの動議の真相であります。我々は何度も言ってきましたが、市民から負託を受けて選挙で選ばれてきてこの議場に着いております。感情や風聞、憶測で議論をするのは厳に慎むべき行為であります。

しかしながら本日の質疑を聞いていけば、一任をしたのに裏切られた、私的な会議で話が出たのに守らなかった、これが公式の場で言われるべき理由でしょうか。非常に大きな疑問があります。まさに私的な会議の話をも公的に持ってきて、それを盾に議長、副議長の職責を剥奪してやろうという行為であります。こうした行為は、議員の資質を大きく疑うものであり、議会の品位を大きく傷つけているとも言えると思います。

また、本日の副議長の不信任案については、提出者が質疑に明確な答弁ができない、そのような状況の中で、果たしてこの動議が成立しているのか大きな疑問があります。提出理由の中に、会派代表者会議の成り行き、そういうものも書かれてありますが、提出した本人はその当事者ではありません。自分の会派の代表者から聞きかじったことをもとに、こういう動議を出して、その職務を傷つけようということをしているわけがあります。これは議会人として許されることではありません。猛省を促すべき暴挙と言わざるを得ません。しかもその理由の中で、恣意的、あるいは作為的・独断的・非民主的という個人に対する大変失礼な言葉を並べ立ててこのような動議を行う、これは果たして我々選良と言われる人間が行える業なんでしょうか。その辺を我々選良と言われている議員一人一人がよくかみしめて、その行動に移さなければならないと思っております。

全くこの不信任動議の提出理由には根拠、あるいは裏づけ、そのようなものが希薄でありまして、動議の要件を満たしていないと考えられます。よく考えられて皆さん一人一人判断すべきだと思います。

また、昨日に続き今日のこの審議、全く市民は不在の状況であります。こうした市民不在の不毛の議論を何度繰り返せばよろしいのでしょうか。それぞれの議員が市民のために説明責任を明確に果たす必要があります。こうした不毛の議論を、どう市民に説明できるのででしょうか。そういう議員の良識を問われている問題であります。また、議会の品位を問われている問題であります。議長、副議長に対して不満の矛先を向ける、これが今後永遠に続く渦上市でたびたび行われる悪い前例となることがないように、こう

いったことは今後ないことを期待して、皆さん議員一人一人の良識ある行動に私は期待をしたいと思います。先ほど来の質疑で、本来であればこの動議を取り下げろと言いたいところではありますが、何が悪いと、その気持ちはないと明確に言われました。あとは採決に際しまして、議員の一人一人の良識の判断を示していただきたいと思います。そういった意味から、厳に慎むべきこういう行動は今後繰り返さないということをみんなで誓い合うと同時に、これからますます発展ある議論を進めるという誓いを一層強く立てなければならないと思っております。

再度繰り返しますが、一人一人の良識を問われております。きちんと熟慮をして行動をしていこうではありませんか。合併も間もなく4年です。互譲の精神はどうしたのでしょうか。我々は合併に際して、互譲の精神でここまでやってきました。天王も昭和も飯田川もないのだと、一緒なのだという考え方でやってきたのが、何でこういうことをつまづくのでしょうか。市民に対して恥ずかしい思いがします。もう少し良識を持って行動しなければならないと思います。強く反対する立場の討論としてはここで終わりますが、皆様方の、冒頭に申し上げましたように、副議長の現在置かれている心情をお考えいただいて、よくお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、本案に賛成者の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） 皆さん、私は、私の責任において賛成の立場で意見を申し述べたいと思います。

まず初めに、私は私自身も含めたすべての議員の皆さんに声を大きくして聞きたいと思います。そもそもなぜこういう事態を招いているのでしょうか。このことを深く考える必要があります。昨日の議長不信任動議、今日の副議長不信任動議、まさにこのことこそ議長、副議長のリーダーシップが正しく実行されてきたのか、あるいはそうでなかったのかということをまさに物語っているのではないのでしょうか。そういう意味では、リーダーシップがしっかりと実行されてこなかった証左だということができます。皆さん、背景に何があるのでしょうか。ここに目を閉じるわけにはいきません。私はこういうふうに考えております。私たちの議会にはびこる古い体質、いまだに浄化されていない古い手法、一部勢力への権力の集中化、決定の際の作為・独断、信義則の欠如、談合ともとられかねない多数派工作、私はまさにこの古い体質からの脱却、古い体質との決別、このことが今問われているのだと考えております。いかがでしょうか。幾らです

ね、詭弁・強弁をろうしても、このことから私たちすべての議員は逃れることができません。この大きなですね課題を解決することなくして真に市民の負託にこたえることは不可能なのではないでしょうか。

新しい潟上市が誕生し、議会がスタートして2年が経過致しました。議長、副議長のリーダーを中心に議会が何度となく市民にメッセージを発してまいりました。新しい議会のあり方、議会を通した政策の立案、あるいは議会による条例の制定、いまだに何一つ実現されておられません。どうしたのでしょうか。いたずらに時間が経過し、新しい方向づけさえいまだ見えてきません。古い体質に浸っている新しい水は流れず、停滞したまま水はよどみ、どぶ川になってしまいます。いかがでしょうか。ますます市民から遠い議会になってしまいます。いち早くこの現状を情報公開し、説明責任を果たし、このおおもとの原因を私たち一人一人がしっかりと見きわめて対策を打たなければなりません。こういうことではないでしょうか。私たちの抱える現状、説明理由にも提起されていますけれども、議事進行のどたばた、あるいは2年前の短期交代の申し合わせの約束等々ですね、何も隠すことはありません。これが私たち議会の現状でございます。私も含めた、これが議会の現在のレベルでございます。このことをですね、しっかり市民の皆さんに情報を公開し、説明責任を果たし、新たな分野にしっかりと踏み込まずして、また過去2年間の手法を繰り返す理由がどこにあるのでしょうか。市民に対して恥ずかしがることは全くありません。しっかり私たちの現状を公開して、判断をあおがなければいけません。まずは古い体質を容認する詭弁・強弁・美辞麗句、これをすべて廃して、すべての議員の皆さんが本当の意味で市民の負託にこたえるべく、この古い体質、この古い手法から脱却しなければなりません。提案された理由も、まさにこのことを言っているのだと私は理解致します。すべての議員が、いま一度襟を正し、市民に開かれた議会、政策の立案、条例の制定ができる議会に向けて、私はやはり新しいリーダーシップの実現を目指すべきだと考えております。この古い体質、古い手法からの脱却、こういう観点も含めて今回、副議長不信任動議に私は賛成するものです。

先ほども申しました。繰り返しになりますけれども、水は流れないことには、停滞したままではどぶ川になってしまいます。皆さん、水をしっかり流そうではありませんか。これが私の賛成する理由であります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。19番。

○19番（大谷貞廣） 副議長不信任決議案に対する賛成討論を行います。

一、副議長は議長を補佐し、議会を構成する議員の総意を体現するに当たり、中立・公平・公正な議事運営を行う責務があると考えられるものですが、潟上市議会常任委員会構成委員の選出に当たり、中立・公平・公正さに欠け、独断・恣意的と思われる決定がなされたことは容認できるものではありません。常任委員の選出に当たって1月21日、全会派代表者会議が持たれ、透明性を図る観点から、2月8日の全代表者会議には全議員の希望調査表と調整内容案を提示し、協議の上決定することが確認されております。この間、潟上市議会会派規程5条に基づく議員3名以上の会派代表と議長との数回に及ぶ話し合いが持たれましたが、会派代表である副議長は出席したことはありませんでした。しかし、1月31日に調整案がなり、最終段階に至った折に、自派所属議員から所属委員会の変更の申し出があったことで、急きょ途中から出席され、希望調査締切後であるにもかかわらずルールに反し当該議員が全く希望を出していなかった委員会への所属を主張し実現させたり、また、議長と会派代表者とが積み上げてきた調整のあり方を否定する発言するなど混乱を引き起こした。話し合いの結果、2月8日の会派代表者会議には全議員の希望調査表と調整案をあわせて提出することを確認しました。しかし、2月8日の会派代表者会議では、それまでのプロセスの説明や調整案の提示はなく、全議員の希望調査表のみが出され、出席の議会運営委員長から調整のための4項目が示されたのです。異論のある中、関係会派代表者との話し合いが持たれないまま、議長、副議長、運営委員長の3名による別室での話し合いがなされ、新しい調整案が提示され、議長の報告をもって会派代表者が了承したものとするとして決定されました。その内容は、議長と議員3名以上の会派代表者との協議による調整案と大きく異なっており、その決定の手法は中立・公平・公正な議事運営に欠ける独断的・恣意的・作為的・非民主的であり、容認できるものではありません。

二、潟上市議会議長、副議長の選出に当たっては、三町合併後の選挙により初議会であることや県内合併市町村の動向をもって勘案し、短期2年交代の申し合わせをしておりましたが、副議長はこのことを一切認めず、任期中在任を主張しております。このことは議員間の信義・信頼・約束を守り、義理を重んじ信じて頼りにする関係を損なうことになり、議会の混乱、住民意思を反映した議会活動や住民に関係のある議案の審議に影響を及ぼすことも考えられることから、当時推挙した議員の一人として誠に残念であります。副議長の不信任決議案を提出し、本議案に賛成するものであります。

以上をもって副議長の不信任案に対する賛成討論を終わります。

また、副議長には昨日の母上が亡くなったことに対して弔意を表します。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにおりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

堀井副議長より、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。これを許すことにご異議ありませんか。9番。

○9番（佐藤義久） ただいま議長の一身上の弁明の取り計らいをお願いしておられるようですが、堀井議員からは、いつ、どのような方法で、その弁明を申し入れがありましたか。

○議長（藤原幸作） 今日、今朝、事務局の方にあったそうでございます。

○9番（佐藤義久） どういう方法でありましたか。

○議長（藤原幸作） 口頭です。

○9番（佐藤義久） 取り計らう前に、私、昨日以来、ルール云々と一生懸命話しているわけですが、一身上の弁明について動議、仲間からの動議があつて弁明を聞く機会を設けるといふのはありますけれども。

○議長（藤原幸作） どうぞ、座ってください。これはですね、大変重要なことでございますので、いわゆる117条で除斥してはいますけれども、こういう重大なことではやはり議員の皆さんが良識あるものを持って、やはり弁明の機会を与えるといふのは、これは非常に大事だと思いますので、皆さんの良識ある判断を待ちたいと思います。

はい、9番。

○9番（佐藤義久） 弁明させることには異論ないけれども、昨日の段階でも仮議長がそこへ座っていて、どういう状況であつたのか、恐らくよくわからなかつたのではないかなという感じがしたので、今日あえて聞いたところです。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

.....
午前11時31分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、一身上の弁明を許すことに決定しました。

堀井副議長の入場を許します。

暫時休憩致します。

(21番 堀井克見議員 入場)

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長(藤原幸作) 再開しまして、堀井副議長に一身上の弁明を許します。21番。

○21番(堀井克見) まずもって冒頭に私事によりまして、その事情によって昨日の本会議を欠席せざるを得ない、大変私不本意でありましたけれども、皆さんその事情を察しておると思いますが、どうぞひとつお許しをいただきたい、そしてまた心から欠席したことをお詫び申し上げたいと思います。

さて、不信任案に対して、また、このように弁明の機会を与えていただきました同僚議員である皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、不信任動議案の提出理由であります。2点あるようであります。1点めは2年交代という条例に定められておる委員会構成の入れ替えというその調整の間において、1月21日から2月8日までのプロセスの調整が、議長はもとより副議長においてもその責任を果たしていない、むしろ混乱に陥れた、その責任は重大であると。したがって副議長の職を辞すべきであるというようなことではないかなと理解をしております。そして2点めは、2年前の正・副議長に選任された際に、2年後には交代の申し合わせをしておると。しかしながら居座ってこのまま継続していくという主張を副議長もしておると、そのことを信頼を裏切るものであり、許すことができない。したがって辞職せよというような旨だと理解をしております。

以上、1点、2点の不信任案動議の理由が出されたわけではありますが、はっきり申し上げまして先ほど私除斥されましたので別室でそれを賛成とする議員の主張、あるいはまた反対とする議員の主張、しっかりと承りました。いまさら長々と私から弁明する余地もありませんし、あとは議員の皆様、まさしく良識に従って意思表示をしていただ

きたいと、まな板の上の鯉の心境であります。

ただ一つ言えることは、潟上市が3万6,000人の市民の夢を乗せて、しっかりと地響きを立てて3年間を終えようとしております。この状況下の中で潟上市政、潟上市議会というものは、誰のために存在しておるのかと、その一点で考えたときに、あの「夢と希望を乗せて協働でつくっていこう新たなふるさと」といったあの言葉が、今どこへ行こうとしているのか、私も含めて真剣に3万6,000市民の前に、場合によってはぬかずきながら考えていかなきゃならない、もうぎりぎりの状況に昨日、今日、置かれているのじゃないかなと、そのことが残念でなりません。

さらに申し上げますけれども、日本の国は法治国家であります。何人も法律に基づいて営み続けなければなりません。議員とてそのとおりであります。地方自治法において地方議会の正・副議長は、その任期たるや在任期間は任期の4年ということで明確に法律で明文化されております。何人もこれを拒むことはできません。その法律の精神とはどういうことなのか。選良である我々は胸に手を当てて良識に問わなければなりません。主人公は住民であり、市民であります、この場合。その市民のために我々は2年前に潟上市スタートの本選、初めて、初回選挙で、どんな約束・公約、あるいはまた訴えをしたのか、少なくとも市民が幸せになり、限りなく愛する郷土、新生潟上市が発展する、そのことを異口同音に訴えて選良として送られてこの議場の議席に座っておるメンバーのみであります。そのことをもう一度私に対して不信任案を提案されておる12名の議員の皆さんから、本当に胸に手を当てて考えていただきたい、お願いしたい。

議員生活30年になります。いろんな試練がありますけれども、こういう試練ってあってよいでしょうか。昨日は母の火葬でした。議会の開会日も、開会時間も、母の火葬の時間も午前10時ということで、後ろ髪を引かれる思いで、本当にどうして一日暮らしたかわかりません。そして今日も堰も切らず弔問者が来ておりますが、私はやっぱり公人として今日議場に来ることを選びました。当然のことです。そして今日この同僚議員を見ますと、地方自治法で4年と決められておることは、みな熟知しておるはずです。いろいろの主張あるでしょう。しかしながら、議長だって私だって何の瑕疵もありません。何のミスもありません。何の不公平もやっていません。公正明大にそれが私の人間として、議員として、私の信条ですから、哲学ですから、そんなにでたらめな男が30年も議員として有権者が許してくれるはずがありませんよ。その心境であります。佐藤幸孝さん、赤平末次郎さんも今日おられます。あなた方も4年間、地方議会の議員と

して、法律にのっとして、同僚議員の全員の支えをいただいて粛々といい仕事をしてきたではありませんか。自らの議会議員としての最高の職責を自ら否定するんですか。公益ではありませんよ。経験が浅いとは大変恐縮ですが、児玉さんであれ、中川議員であれ、大谷さんであれ、その方々からもしっかりと考えていただきたい。今、市民は生活にも疲弊して税金を納めることだって大変なんですよ。ですからこの議会、灯油の補助だとか、はしかの補助だとかやっているでしょう。まさに我々の今のこの姿は本末転倒と言われても、抗弁のしようのない状況下にあるのではないかな、大変憂える一人であります。

長々申し上げて申しわけありませんが、最後に、さらなる私の心情を申し上げたいと思います。

この先どういう採決結果が出てこようが、私は市民の幸せと潟上市政、愛してやまない潟上市政の発展のために、私の政治生命を、そのすべてを懸けて、法治国家の地方自治法にのっとり、4年間粛々と、しっかりとその職責を果たしてまいりたいという心境であります。どうぞひとつ皆さん、賛成の議員も反対の議員も、いま一度お考えをいただきたい。昨日のあの結果、新聞で読ませてもらいました。既に行くところまで行っています。さらなる状況をつくらないでほしい。まだ間に合います。心からお願いを致したいと思います。

先人の言葉、教えの中で、中国4千年、孟子の言葉がございます。その言葉が我々人類に吉田松陰という教育者によって普及され、それが日本のための礎となって今日の日本の反映をもたらしております。その言葉はどういうことなのか。正しいと思うなら、そしてまたそれが民のためになると思うなら、信念を持って生きよ、進めよという教えであります。「自反而縮 雖千萬人 吾往矣（みずからをかえりみてなおくんば、せんまんにんたりとも、われゆかん）」、私は自らの信念と愛して愛してやまない潟上市民の幸せと市政の発展のために、臆することなくこの先も全身全霊を傾けて信念を持って選良としての職責をしっかりと果たしてまいりたいと思います。どうぞひとつ皆さん、最後にお願いを申し上げますが、採決のときに、もう一度自分の良心に手を当てて考えて、市民から信頼される採決の意思表示をそれぞれの議員の皆さんにお願いを申し上げ、大変お粗末でありますけれども私の弁明の機会に感謝を申し上げ、一言壇上からのお話を終わりたいと思います。本当に弁明の機会、ありがとうございます。よろしく願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） 堀井副議長の退場を求めます。

（21番 堀井克見議員 退場）

○議長（藤原幸作） これより採決します。この採決は起立によって行います。本件は、決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、副議長不信任決議案は可決されました。暫時昼食のため休憩致します。再開は13時と致します。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第2、男鹿地区衛生処理一部事務組合議員の選挙について】

○議長（藤原幸作） 日程第2、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、1名欠員が生じたことにより、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約第5条第3項の規定に基づき補欠議員1名を選出するものであります。

お諮り致します。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、指名推選により行うことに決めます。

指名の方法については、議長において指名することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員には、12番佐藤幸孝議員を指名致します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました12番佐藤幸孝議員は、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

【日程第3、潟上市農業委員会委員の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第3、潟上市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本件は、議会推薦による農業委員が1名欠員となり、その残任期間について農業委員会等に関する法律第12条第2項第15号第2項及び第4項の規定により、議会推薦の1名を選出するものであります。

お諮り致します。推薦方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、指名推選により行うことに決めます。

指名の方法については、議長において指名することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決めます。

議会推薦の農業委員については、5番澤井昭二郎議員を推薦します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は5番澤井昭二郎議員を推薦することに決定しました。

【日程第4、潟上市議会常任委員会委員の選任について】

○議長（藤原幸作） 日程第4、潟上市議会常任委員会委員の改選の件についてを議題とします。

各常任委員会委員につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、2月21日をもって任期満了となります。よって、これより潟上市議会常任委員会委員の改選を行います。

暫時休憩します。

午後 1時03分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

ただいま事務局より委員会構成についてメモが配付されましたので、委員の朗読は省略し、常任委員の選任については委員会条例第8号第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議がありますので、起立によって採決致します。

暫時休憩します。

午後 1時10分 休憩

.....

午後 1時15分 再開

○議長(藤原幸作) それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

はいどうぞ、13番。

○13番(佐藤 昇) ただいま議長が正副議長にその28から2月8日のプロセスの中で議長一任を取りつけたということですが、私は初めから終わりまで31日の案をもってそれは結果として出されました。それで私の方の会派が入れ替えたということで議長に3度呼ばれました。3度めは私一人議長に呼ばれて、何とかこれならないかということをおっしゃいました。しかし、私は2回め、1回めするときもその旨を話しておりますが、私は一度は入れ替えたものを本人に伝えて本人から了解しましたから、もったりまけたりすることはできません。よって議長、副議長に一任することはできませんので、私は会派に帰って説明することはできないと。1度理解してもらったことは。それでもその必要性があったならば、議長が本人に確認してくださいということをおっしゃるので、すべて議長には一任はしていませんということは一貫しております。

○議長(藤原幸作) ただいま13番さんからそのお話がございますが、議長においてその話をしてくださいということでございますが、私は13番さんにそのことをやはり会派の中でございますので伝えていただきたいという話を申し上げたわけでありまして。

それでは暫時休憩致しまして議会運営委員会を開きます。

午後 1時17分 休憩

.....

午後 1時32分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の確認事項をお知らせ致します。できましたら皆さんに議長名で配付されている140号をお手元にご用意ください。

①の常任委員会の改選についてがあります。その1番、2番、3番までは原案のとおり。問題は4番の調整ですが、一切の思惑を排除するために次のような文面にしたいと思います。「調整は、3の第1対象者を抽選で行う」、このように議運では調整しております。

以上。

○議長（藤原幸作） 5番澤井議運委員長から報告がありましたけれども、何か。15番。

○15番（伊藤栄悦） 今の説明ちょっと理解できないんですけども、もうちょっと説明できませんか。休憩してでも結構です。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩致します。

午後 1時33分 休憩

.....
午後 1時37分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

ただいま澤井議会運営委員長の説明のとおり処理したいと思います。ご了承賜りたいと思います。

13番。

○13番（佐藤 昇） 議運で今調整して前を向いた方向で議運の委員長さんから提示されたことも理解できますが、私ども何名かは2月8日の先ほど出されたことに対して納得できておりませんので、しかもこれを前に進めるためにはガラガラポンにするという気持ちは一つもありません。そのために修正の動議を出したいと思っております。つまり対案であります。そのことを文書で出したいと思っておりますので、ひとつ時間を貸してください。

○議長（藤原幸作） 今、議運の委員長が話しましたように、確かいろいろ会派とか過去のことはいろいろあると思いますけれども、今回のご提案にご賛同賜りたい。修正動議じゃなくて、そして満場一致で決めるということでは是非ご協力賜りたいというふうに思います。これはいろいろあるだろうと思います。これは過去を振り返りますと、あのときはこうだと、このときこうだと、会派でこうだとか、個人的にはこうだとかといろい

るあると思いますけれども、ここへ来てみんなでもってやる、力を合わせてと先ほど来からいろいろありましたので、今回はそういうふうに協力して一致したいと、全会一致でもって決めるということにしたいので、議長からもたってのお願いでございます。宜しく申し上げます。

11番。

- 11番（藤原典男） 今までの会派代表者会議の中でいろいろ取り決めてきたことがあるんですね。例えば今、議運の委員長が言ったように個人の希望を優先する、それからそのために希望調査を行う。それから2つめは所属している委員会、またダブった場合はその人が対象となって異動の基本となる。そういうことを決めているわけですがけれども、今対案となればね、そういうふうに会派代表者会議の中で決めてきたことが全部反古になるということなんです。ですから基本はやはり前に出された希望をもとにして、第1希望を優先にして、そしてこの対象外から外れた方についてだけやるのが会派代表者会議の中で取り決めてきたことを踏襲してやっていくってということになると思いますので、その方向でいいと思います。

それから、この4人で抽選ということですがけれども、お互いに話し合っつけければね、それで私はいいと思うんですがけれども、そういう方向も考えて、もう一回議運でそういうことも諮っていただきたいと私はそう思います。それができなければ抽選ということにしたらいいと思います。

以上です。

- 議長（藤原幸作） それにつきましては澤井委員長に一任したいと思いますが、皆さんそれでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 動議を出しますと、またいろいろ多数でいろいろあるということになりますので、また紛糾しまして今日は決着つかないと。そうしますと議会の規則によりまして、現在の委員をこの次までまた改選、今日はまたこの後いろいろありますのでそういうことができなくなりますので、現在の委員がそのまま継続になるという形も出てきますので、是非、先ほどの澤井委員長の提案にご賛成賜りたいと、こういうふうに思います。

15番。

- 15番（伊藤栄悦） 今、佐藤議員から話されましたけれども、この修正という案です

けれども、これはもし動議が出されれば1月31日のあの案ですね、これを修正として出したいと、こういうことでありますが、そういうことは動議として取り上げていく場合ですね、考えられませんか。

○議長（藤原幸作） 議長としては、これは2月5日、それから2月8日の協議を経ておりますので、さらに今、澤井委員長が提案したという形にしないと、前にさかのぼりますと非常にまた問題がありまして恐らく收拾がつかないということでございますので、私は先ほど11番さんの言ったような形でもって、いわゆる澤井委員長にお任せしながら最後は抽選になるかもしれませんが、そういう形でもって進めたいというふうに思いますので、ご協力を是非お願いしたいというふうに思います。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） すみません。13番、14番、15番、17番の方、議運の入り口のところにちょっと待機しててください。

○議長（藤原幸作） はい、17番。

○17番（中川光博） 私、当事者のようですけれども、どういうふうに決めるのか、もう一回説明してくださいませんか。抽選というのはわかるけれども、自分は当事者なので、しっかり説明していただかないと納得いかないことには、うんと言われないので、当然ね。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 丁寧にいきたいと思います。

先ほどいなかったからすみませんが、手元に第140号の配付済みがあると思います。いいですか、中川さん。その中の①の3番までは、このとおり議員個人の希望を優先する。現在所属している委員会からの異動を基本にする。3番の希望調整を集計して調整が必要な場合は、同一委員会へ希望を出した全議員を調整の第1対象とする。4番の調整を「調整は、上の3の第1対象者の抽選で行う」と先ほど報告しております。そして先ほど9番等から話し合いも取り入れたらどうかということですので、そこを議長から議運の委員長にそこを勘案した上で一任と、こういうことですのでご了解ください。

○議長（藤原幸作） そのような形でもって了承を賜ったということで進めさせていただきます。

それでは4名の方、宜しくお願いします。

午後 1時44分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開します。

新名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

引き続き各常任委員会の正副委員長を互選し、あわせて各常任委員会より議会運営委員1名および広報委員1名ずつ、あらかじめ選出をお願いします。

なお、委員長、副委員長は最初の3月の定例会の際に第1回めの常任委員会で、今日は内定ということで正式なのはそのときに詰めるということにしたい。というのは、今日またいわゆる前の委員の任期中でございますので、そういう運びになります。

なお、委員については30日前から決定できるという委員会条例でございますので、あらかじめお知らせしておきます。

それでは暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

.....
午後 2時33分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告申し上げます。

なお、朗読は省略させていただきます。

先ほど申し上げましたように委員長、副委員長は正規には3月定例会で選出することをご了解賜りたいと思います。そういう関係で、第1回めの常任委員会は議長が招集するという形になります。

【日程第5、潟上市議会議会運営委員の選任について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、潟上市議会議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

なお、名簿、今各派選出議員の運営委員の方がまだお手元に行っておりませんが、これについては朗読致します。

政和会、伊藤 博議員。湖南クラブ、佐藤 昇議員。潟上新生会、伊藤栄悦議員。新政会、菅原久和議員の4名でございます。後は先ほどの名簿であります。これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午後 2時35分 休憩

.....
午後 2時55分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が選出されましたので報告致します。

お手元にお配りのとおりでございます。報告致します。

【日程第6、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について】

○議長(藤原幸作) 日程第6、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

一部事務組合の広報委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

.....
午後 3時04分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午後 3時05分 休憩

.....
午後 3時10分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会広報編集特別委員会の正副委員長が選出されましたので報告致します。

委員長には小林 悟議員、副委員長には中川光博議員、以上のおり報告致します。

なお、先ほどご提案のありました男鹿地区衛生処理一部事務組合議員の佐藤幸孝議員、一言ごあいさつを賜ります。

- 12番（佐藤幸孝） ご指名によりまして一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほど議長さんから皆さんにお計らいいただきまして、不肖私が男鹿地区衛生処理一部事務組合議員の選挙について、皆さんのご理解をいただきまして当選させていただきましたことを衷心より感謝と敬意を申し上げたいと思います。

これは皆さんもご承知のごとく、成田 進議員の他界によって空席になっておりました衛生組合の議員でございます。

合併してから3年になりますが、市長はじめ当局の方々も、あるいはまた皆さんたちも一生懸命努力されまして今日に至っておる昨今の状態でございます。ただ、行政は無限でございます。無限の可能にどれだけ入口を可能にするかということが当局と議員の使命ではないかなと、そういうふうに私は考えております。

そういうことで過去は過去、今は今、あるいは将来は将来、未来に向かって当局と、そしてまた議員の皆さんと一致協力しながら潟上市のためにひとつ献身的な努力をして、市民の負託にこたえるよう努力する覚悟でございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

以上をもちまして、簡単でございますが一言ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（藤原幸作） 農業委員に推選されました澤井議員、お願いします。5番。

- 5番（澤井昭二郎） このたび農業委員に推選いただきました澤井昭二郎です。心から皆様に御礼申し上げたいと思っております。

農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。私には皆さんから農業をやっている人間から農業委員を推選しようという一致した心でご推選いただきました。全く無学な私です。そんな私も貧しい農業をやっておった父より宿命的に農業を引き継いでおります。父から教えられた「男」という字は、「田」を支える「力」なんだと、それが私は農業をやったきっかけです。ばかな私に母はまた、こう説いてくれました。「いいかまどに生まれなかったおまえを悲しく思う。だが、田をやるようになったおまえは、

これから何とか見守ってやるぞ」、こんな母の教えでした。貧しい農業をやっているながらも、皆さんから農業をやっていたおかげで農業委員に推選できましたこと厚く御礼申し上げ、皆さんに一言御礼のあいさつにしたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 以上で本臨時会に付託されました案件は全部終了しました。

これにて平成20年第2回潟上市議会臨時会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 3時15分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 仮 議 長 佐 藤 恵 佐 雄

〃 署名議員 小 林 悟

〃 署名議員 佐 藤 義 久